

野田市で日本初の公契約条例が成立

— 「国と一戦を交える覚悟」(根本市長) —

(社)神奈川県地方自治研究センター事務局長 勝島 行正

はじめに

9月29日、野田市議会は、「野田市公契約条例(以下条例)」を議決した。この条例は、野田市が発注する公共工事・請負業務に係る業務に従事する労働者の最低賃金額を定めるもので、全国初となる。本年5月には、尼崎市において議員提案による「公契約条例案」が否決されたこともあり、その行方に全国の注目が集まったが、全会一致での議決となった。施行は、2010(平成22)年度からとなっている。

以下、「野田市公契約条例」について、その内容と制定までの経過、条例の意義と今後の課題等について報告する。(公契約条例の意義や背景、尼崎市条例案をめぐる動きについては、自治研かながわ月報2009年2月号「今、なぜ『公契約条例』か」を参照のこと)。

1. 条例の概要

条例は、全部で15条からなる(別掲条文参照)。条例の要点は、以下のとおりである。

第1条(目的)

条例の目的は、「公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域

社会を実現すること」である。

第2条(定義)

用語の定義は、次のとおりである。

- 「(1)公契約 市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約
- (2)受注者 第4条に規定する公契約を市と締結した者
- (3)下請負者 下請その他いかなる名義となるかを問わず、市以外の者から第4条に規定する公契約に係る業務の一部について請け負った者」

第3条(受注者の責務)

公契約を受注した者は、「法令等を遵守することはもとより、公契約を受注した責任を自覚し、公契約に係る業務に従事する者が誇りを持って良質な業務を実施することができるよう、労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない」。

第4条(公契約の範囲)

条例が適用される公契約とは、市の入札又は随意契約によって契約された「(1) 予定価格が1億円以上の工事又は請負の契約、(2) 1,000万円以上の工事又は製造以外の請負契約のうち市長が別に定めるもの」。

第5条(労働者の範囲)

条例が適用される労働者の範囲は、「労働基準法第9条に規定する労働者で次の各号のいずれかに該当するもの」で、「(1) 受注者に雇用される者、(2) 下請負者に雇用される者、(3) 労働者派遣法に基づき受注者

又は下請負者に派遣される者」。

第6条（適用労働者の賃金）

適用労働者の最低賃金額は、以下のよう
にして定める。

「1 市長が別に定める賃金（最低賃金法
第4条第1項に規定する賃金）の最低額以
上の賃金を支払わなければならない」、

「2 市長は、前項に規定する賃金の額を
定めるときは、次に掲げる額を勘案して定
めるものとする。(1) 工事又は製造の請負
契約 農林水産省及び国土交通省が公共工
事の積算に用いるため毎年度決定する公共
工事設計労務単価（基準額）、(2) 工事又は
製造以外の請負契約 野田市一般職の職員
の給与に関する条例別表1の2の3の項1
級の欄に定める額」

第7条（適用労働者への周知）

受注した企業は、公契約の内容を作業場
の見えやすい場所に「掲示」もしくは「備
え付け」又は「書面を交付する」ことによ
って労働者に周知しなければならない。

周知する内容は、「(1) 適用労働者の範囲
(2) 市長が定める賃金の最低額 (3) 第9
条の第1項の申出をする場合の連絡先」。

第8条（受注者の連帯責任）

受注者は、下請業者や労働者派遣業者が
支払った賃金額が「市長が定める賃金の最
低額を下回ったときは、その差額分の賃金
について、当該受注関係者と連帯して支払
う義務を負う」。

第9条（報告及び立入検査）

市長は、労働者から受注者等が「負担す
べき義務を履行していないことについて申
出があったとき、および遵守状況を確認す
るために必要があるときは、受注者等に対
して必要な報告を求め、又はその職員に、
当該事務所に立ち入り、適用労働者の労働
条件が分かる書類その他の物件を検査させ、
若しくは関係者に質問させることができ

る」。

第10条（是正措置）

市長は、報告及び立ち入り検査の結果、
受注者等が違反していると認めたときは、
それぞれの関係者に対して「速やかに当該
違反を是正するために必要な措置を講ずる
ことを命じなければならない」。受注者等は、
「必要な措置を講ずることを命じられた場
合には、速やかに是正の措置を講じ、市長
が定める期日までに、市長に報告しなけれ
ばならない」。

第11条（公契約の解除）

市長は、受注者等が次の各号のいずれか
に該当するときは、公契約を解除すること
ができる。

第1項 「(1) 第9条第1項の報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、若しくは質問に対して答弁せず、若
しくは虚偽の答弁をしたとき。(2) 前条第
1項の命令に従わないとき。(3) 前条第2
項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたと
き」。

第2項 「前項の規定により公契約を解
除した場合において、受注者等に損害が生
じても、市長はその損害を賠償する責任を
負わない」。

第12条（公表）

市長は、「公契約を解除したときは、公表
するものとする」。

第13条（損害賠償）

「受注者は、第11条第1項の規定によ
る解除によって市に損害が生じたときは、
その損害を賠償しなければならない。ただ
し、市長がやむを得ない事由があると認め
るときは、この限りでない」。

第14条（総合評価一般競争入札等の措置）

市長は、総合評価一般競争入札による落
札者、指定管理者制度による候補者の選定

をするときは、「これらの者に雇用される労働者の賃金を評価するものとする」。

第15条（委任）

略

附 則

条例の施行期日は、「公布の日から起算して6月を超えない範囲内で、規則で定める日から施行する」。

2. 条例のポイント

（1）「公契約にかかる最低賃金」条例である

この条例の目的は、「公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することとしているが、適正な労働条件とは、労働者の「最低賃金額」のみを定めるものであって、いわば「公契約にかかる最低賃金条例」である。環境や福祉といったいわゆる「社会的価値の実現」といった事項はもりこまれていない。

（2）公契約の対象範囲は限定されている

条例の対象となる範囲は、建設工事は1億円以上、業務委託は1,000万円以上で人件費が大きな範囲を占める「施設整備の運転管理業務、保守点検業務、施設の清掃業務」に限定された。将来は、「業務を拡大していく」としている⁽¹⁾。この点について根本崇野田市長は、「公契約の範囲によっては、相当の事務量が見込まれるが、大幅に人員を増やすわけにはいかないことを考慮した」としている。ちなみに、1億円以上の工事数は、2004年度から2008年度の平均で年4件、業務委託は、1,000万円以上の契約が2008年度で81件としている。なお、本条例の施行にあたっては、全体の人員をやりくりして管財課に一人増員をする⁽²⁾。

（3）孫請け、派遣労働者にも適用

条例は、受注者（元請）だけでなく、下請、孫請、派遣労働者を問わず、「専ら公契約に係る業務に従事する者」に適用される。日本における公共工事等において、元請に支払われる賃金は、下請、孫請といく中で、いわゆる「ピンはね」が行われていることが半ば常識となっており、近年の激しいダンピング（価格引下げ競争）の中で、最低賃金額を下回ることもあるといわれている。しかし、契約自由の原則の下で、「ピンはね」に対して直接規制をかけることができない。

条例は、「労働者が違反がある」と申し出れば、市は実態を調査し、違反があれば是正を命じ、受注者等が応じなければ、契約を解除することができる等と規定しており、その実効性が期待される。

（4）最低賃金額は、二つの考え方からなる

最低賃金額は市長が定めることになるが、建設工事は、農林水産省と国土交通省が毎年定める「公共工事の設計労務単価（基準賃金）の8割相当を想定している。職種別には、普通作業員で時給1,350円、鳶工で1,750円、大工で1,960円を念頭に置く。業務委託に関しては、技能労務職員の初任給に地域手当3%を含めた828円程度になる⁽³⁾」としている。ちなみに、千葉県の地域別最低賃金額は、現在728円で、約100円高い水準である。

3. 条例成立に至る簡単な経過と根本市長の決断とは

（1）条例成立に至る簡単な経過

○2005年3月25日 市議会で「公共工事に

おける賃金確保法制定に関する意見書」が
全会一致で採択された

○2005年4月27日 千葉県市長会で根本市
長が提案した「公契約法」制定を国に求め
る決議がされた

○2005年5月26日 関東市長会で決議

○2005年6月9日 全国市長会で決議⁽⁴⁾

○2005年12月8日 市議会で根本市長が、
「国の動きがはかばかしく無い場合には
我々としての対応策というものも考えて
いく」と答弁⁽⁵⁾

○2007年12月13日 市議会で根本市長が、
「国の関係法令の整備等がついた段階で
公契約条例について具体的な対応をして
いきたい」と答弁⁽⁶⁾

○2008年9月16日 市議会で根本市長が、
「国に対して次のアクションを考える時期
に来ていると認識している」と答弁⁽⁷⁾

○2008年12月2日 尼崎市議会に議員提案
による「公契約条例案」が提出される

○2009年3月3日 市議会で根本市長が、
「平成23年度からの実施を目指して、本
年9月議会に公契約関係条例を提案した
い」と明らかにした⁽⁸⁾

○2009年3月12日 市議会で根本市長が、
「公共事業、公共工事については対象とし
ないで、委託等のうちの一部を対象として
条例案をつくっていきたい」と答弁⁽⁹⁾

○2009年5月19日 尼崎市議会で「公契約
条例案」が否決される

○2009年9月3日 根本市長が市議会に「野
田市公契約条例案」を提案

○2009年9月29日 市議会で、全会一致で
条例が成立

(2) 「国と一戦を交える覚悟」

2005年3月に市議会において「公共工事
における賃金確保法制定に関する意見書」が

全会一致で採択されたことをふまえて、根本
市長は、千葉県市長会に公契約法制定をもと
める要望を提出し、4月27日にこれが決議さ
れた。その後関東市長会、全国市長会でそれ
ぞれ同趣旨の決議がされた。

根本市長が、千葉県市長会に提案した内容
は、「1. 公共工事における建設労働者をはじ
めとする労働者の最低労働条件を確保するこ
と、2. 公共工事の入札及び契約の適正化の
促進に関する法律の附帯議決事項について実
効性ある施策を実施すること、3. 厳しい財
政状況の中、さらなるコストの縮減と品質の
確保の両立を図るため、公共工事にふさわし
い調達方法の確立や技術者のいない発注者の
支援について必要な措置を講ずること、4.
日本の実情に合った公契約法を制定すること
⁽¹⁰⁾」であった。

しかし、その後、国においては「公契約法」
制定の動きはみられなかった。この間、根本
市長は、市議会において公契約条例の制定を
もとめる意見に対して、「あくまでも国が法律
をつくるべきであり、条例の制定については
国の動向を見極めたい。国が進まないならば
検討したい」との答弁を繰り返していた。

また、市議会においては、2005年以前から
「公契約法制定を国にもとめる意見書」、「公
契約条例の制定をもとめる陳情」等が提出さ
れていたが、いずれも賛成少数で否決されて
いた。

2009年3月市議会で、根本市長は「9月議
会に公契約条例を提案したい」と表明した。
5月には、尼崎市の条例案は、否決され実現
しなかった。国の動きも無い中で、9月3日
に根本市長は条例提出を決断し、市議会もこ
れを受けて全会一致で議決・成立させた。

条例の提案にあたって根本市長は、「公契約
の問題は、本来国が法律を制定すべきである。
しかし、国が対応しない中で野田市としては、
先駆的、実験的に取り組み、国に働きかけて

いく。尼崎市で議論がなされ否決されたということを念頭に置いて議論を行ってきた。「国と一戦交えなければならぬという覚悟もある⁽¹¹⁾」と述べている。

4. 根本市長の「覚悟」とは

(1) 日本政府は、ILO 第 94 号条約を批准する意思はない

日本において「公契約法」あるいは「公契約条例」の制定をもとめる運動は、1949年に採択されたILO 第94号条約(「公契約における労働条項に関する条約」)を主に根拠としている。

条約の背景としては、「政府は、通常、最低賃金を提示した入札者に契約を発注するため、契約者は労働コストを節減する誘惑に駆られる」ので「公の機関が契約を締結する際には、社会的保護水準を下回る労働者の雇用を伴う契約をすべきではなく、モデル雇用主として範を示すべきである」。条約の目的は、「1. 労働コストが競争の要素となることを阻止すること。2. 公契約が賃金や労働条件を引き下げる圧力をかけないようにすること」である。そのために「政府が発注する建築工事、各種サービスに従事する労働者の賃金・労働条件等について、その労働者の働いている地区の産業または職業と同質の業務についている労働者と劣らないことを公契約に決めること。また、適切な監督制度の確立・維持、実効を確保するために救済や制裁を課すことである」としている⁽¹²⁾。

この条約の批准に関して、日本政府は、1950年当時「国等を相手側とする契約における法律案」を準備したが、建設業界の強い反対もあり、法律案は提出されず、その後は一貫して否定的な態度を変えていない。

その理由は、「公契約のもとにおける労働で

あると否とを問わず、民間部門における労働条件については、労働基準法等に定める法定労働条件に反するものは別として、個々の労使当事者間で自主的に取り決められるものであり、政府がこれに介入するのは適当でない⁽¹³⁾」との見解であり、今日まで変わっていない。

以上のように、国はILO 第94号条約の批准およびそれにもなう公契約法の制定など国内法の整備については否定的である。

(2) 尼崎市当局の「公契約条例」に対する見解

野田市の条例に先立って、昨年12月に尼崎市議会議員によって提案された「公契約条例案」に対して、尼崎市当局は、「違法性の問題及び政策の合理性の問題が含まれており、受け入れられない」等として次の見解を明らかにした⁽¹⁴⁾。

【違法性に対する見解】

1. 憲法27条により勤務条件に関する基準は法定で定めるとされており、賃金、労働条件に公共が介入することは、法律によるべきで条例ではできない。
2. 法律では、条例が労働条件に介入することを想定しておらず、上乘せ条例として許容される範囲を超えている。
3. 労働者保護と労働条件への介入は法律の役割であり、地方自治法第14条第1項に規定する地方の事務の範囲を逸脱している。
4. その処理に膨大な処理コストを要し、実効性の確保に疑問がある条例は、最小の経費で最大の効果をあげなければならないとする地方自治法の趣旨に反する。

【政策合理性に対する見解】

1. 多額の処理コストをかけ、実効性の確保に疑問がある政策の選択は、合理性に欠け

る。

2. 地域が限定されている本市において、条例が目的とする政策効果を上げる賃金額等を決定する基準がないことから、自治体の取り組みは困難。

【違法性のリスクに対する見解】

さらに、条例が施行された場合に、訴訟が提起され、敗訴した場合に多額の損害賠償を支払わねばならないというリスクがある。

(3) 予想される「条例批判」に対する野田市長の反論

以上のように、自治体当局においても「公契約条例」に対しては、否定的な見解に立っている。これに対して根本市長は、地元のタウン誌⁽¹⁵⁾のインタビューに答えて次のように述べている。

①「憲法違反ではないか」

「最低賃金法に基づく最低賃金額を上回る賃金を支払う義務を条例で定めることは、勤労条件に関する基準は、法律で定めると規定している憲法に違反する」との見解に対しては、「契約の相手側の事業者に限定して最低賃金を上回る支払を求めたものに過ぎず、事業者一般に強制するものではない」としている。

②「独占禁止法違反ではないか」

「自己の取引上の地位を不当に利用して相手側と取引するというのは独占禁止法に違反する」との見解に対しては、「そもそも独占禁止法は民々の問題であり、公共に関わる契約に対し公正取引委員会から競争政策の問題として指摘されても、その要請以上に公契約の質の確保と社会的価値の向上という行政上の必要性がある」としている。

③「地方自治法違反ではないか」

「地方自治法第2条第14項『最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければ

ならない』に違反する」との見解に対しては、「契約の額を反映する人件費の積算の結果、数値が増加したとしても労働政策及び施設の目的を達成するために必要最低限のものであることから問題点の指摘を回避できる」としている。

5. 条例の意義と私たちの課題

(1) 公務を担う労働者の賃金・労働条件は低下している

先進国あるいは途上国を問わず、グローバル化の進展の下で公共サービスの民営化が進んでおり、政府の公共調達における企業競争が激化し、賃金・労働条件の激しい切り下げがおきている。日本においても、国・自治体のいずれも財政の逼迫を理由にして、公共土木・建設事業が激減しており、ダンピング(価格引き下げ競争)にさらされてきた。

また、従来、自治体の直営業務であった清掃、給食はじめ現業部門だけでなく、近年では保育所、病院、図書館など従来自治体の直営部門とされていた職場への民営化が急速に進められている。さらに、指定管理者制度、PFI、市場化テストなどの新たな民営化手法が取り入れられ、公共サービスの多くが民間労働者の手に委ねられている。

また、正規労働者が削減される中で、嘱託職員といった非正規公務員も急増している。

こうした中で、公務職場あるいは公共サービスを担っている民間労働者と自治体公務員との間の賃金・労働条件の格差、あるいは自治体非正規労働者との間の格差いわゆる「官製ワーキングプア」が社会的な問題となっているところである。

こうした状況に対して、国あるいは自治体段階でも入札改革といった側面から様々な取り組みが進められてきた。また、公契約条例

の検討もされてきたが、直接に労働者の賃金・労働条件を規制する条例制定には至らなかった。

(2) 野田市条例の意義は大きい

契約自由の国アメリカにおいても、「公契約」にかかわる労働者保護の具体的な仕組みとして「デービス・ベアコン法」などがある。近年では、「人間らしい生活ができる賃金」という考え方に基づいて、自治体段階で「リビング・ウェイジ条例」を制定するとりくみが進められ、成果があがっているといわれている⁽¹⁶⁾。

長年にわたって「公契約法」、「公契約条例」の制定をめざしてとりくんできた全建総連顧問の佐藤正明氏は、「受注した建設業者が、その費用をどのように使おうと、発注者である国や自治体は何の責任も持たない。発注したものが契約通りに完成させさえすれば、それで終わりという考え方であり、建設業の重層下請におけるピンハネや手抜き工事のもととなる低単価、低賃金に国や自治体は関係ないとするものである。国や自治体は国民から徴収した税金で仕事しているのであり、それは国民の主権者としての立場を否定するものである⁽¹⁷⁾」と述べている。

政府（国・自治体）は、そこに住む市民の人権や福祉を実現し、向上させることを市民から負託されているのであり、義務を負っているのである。また、社会的な公正を実現させることも政府の重要な責務である。

政府が、自ら発注する工事や業務によって、そこで働く労働者たちの賃金・労働条件がその地域の水準を下回る内容で契約されていることを放置する、あるいは、それを放置することで全体の賃金・労働条件を引き下げることにつながるとすれば、まさに本末転倒である。

そうした意味で、野田市の「公契約条例」制定の意義は大変大きい。

(3) 公共サービス基本法の成立と「公契約条例」の意義

5月13日に「公共サービス基本法」が、国会において全会一致で成立した。その成立に尽力された原口一博総務大臣は、この法律について、「国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、必要な情報や学習の機会が提供され、意見が反映されることなどが権利として明記されている。それを保障する国や自治体の責務、公共サービス従事者の責務とともに、その労働環境の整備についても規定している。この10年、『官から民へ』という流れの中で、様々な規制改革が進められてきたが、経済的規制と社会的規制が調和した新たな公共サービスを再構築しなければならない。また、労働者と政治、官公労と民間労働者、正規と非正規の3つの分断構造から脱却し、連帯することで労働を中心とする福祉型社会が形成できるのではないか⁽¹⁸⁾」とのべている。

「公契約条例」とは、こうした考え方の具体化の一つであると考えられる。

根本市長は「官製ワーキングプアをなくすことと、公共工事の技術水準を保つことが目的。他の自治体にも制定の動きが広がれば、国を動かせる。最終的には国に公契約法を制定してほしいと考えている⁽¹⁹⁾」としている。私たちは、野田市をよもや孤立させてはならない。

「野田市公契約条例」の成立は、一自治体の小さな一歩だが、公正で平等な社会を作り出すための、大きな一歩とするために、私たちの運動が、今求められているのである。

- (1) 2009年9月3日 市議会本会議における市長提案理由(野田市議会 HP)
- (2) 2009年9月9日 市議会本会議条例質疑における市長答弁(野田市議会 HP)
- (3) 同 市長答弁
- (4) 全国市長会の決議「公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ること」。当初の決議は「日本における事情に見合った公契約法を検討すること」であったが、その後の調整で上記の内容となった。(全建総連 HP)
- (5) 2005年12月8日 市議会本会議における小倉良夫議員の質問に対する答弁。(野田市議会 HP)
- (6) 2007年12月13日 市議会本会議における長南博邦議員の質問に対する答弁。(野田市議会 HP)
- (7) 2008年9月16日 市議会本会議における長南博邦議員の質問に対する答弁。(野田市議会 HP)
- (8) 2009年3月3日 市議会本会議における市政一般報告(野田市議会 HP)
- (9) 2009年3月12日 市議会本会議における長南博邦議員の質問に対する答弁。(野田市議会 HP)
- (10) 2005年12月8日 市議会本会議における小倉良夫議員の質問に対する答弁。(野田市議会 HP)
- (11) 2009年9月9日 市議会本会議における松本陸男議員の質問に対する答弁。(野田市議会 HP)
- (12) 「ILO 駐日事務所メールマガジン・トピック解説」(2008年6月30日)。また、労働条項に関して「国内法で最低賃金などの定めがあるとしても、その地域の実際に働く労働者の労働条件水準を反映しないので

あれば、条約の要件を満たさないとしている」清水敏「政府調達に関する国際的規制と労働条件保護」(旬報社 労働法律旬報 2009年2月)

- (13) 1991年3月15日 参議院地方行政委員会篠崎年子議員の質問に対する政府答弁(参議院 HP)
- (14) 2008年12月12日 尼崎市総務消防委員会「公契約関連3条例案に対する市当局の見解説明」(尼崎市議会 HP)
- (15) 「根本市長の時時刻刻ー日本で初めて制定へ『公契約条例』」(ふるさと工房 月刊とも 2009年8月号)
- (16) リビング・ウェイジ条例は、ニューヨーク、ロサンゼルス、シカゴなど全米140を超える自治体で条例化している。この制定には、地域社会で活動する様々な市民、団体がリードし、労働組合、地域の大学、研究者も加わっている。小畑精武「オバマ大統領の労働改革とリビング・ウェイジ運動」(労働大学出版センター 月刊労働組合 531号 2009年4月)
- (17) 佐藤正明「公共工事と建設労働者ー建設労働における課題ー」(進歩と改革研究会 進歩と改革 622号 2003年10月)
全建総連は、純中立の建設労働者による労働組合で、組合員約70万人。1994年に「公契約法(条例)公共工事における賃金確保法の要綱試案」を発表したり、全国の自治体・議会に対して「国に対して公契約法の制定をもとめる意見書提出」、「条例制定」等の運動にとりくんでいる。
- (18) 原口一博「Governance Review」(ぎょうせい 月刊ガバナンス 99号 2009年7月)
- (19) 「防げ官製ワーキングプアー市長「国を動かし法整備を促す」(東京新聞 2009年10月21日)

野田市公契約条例

地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。

このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。

本市は、このような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。

この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造その他についての請負の契約
- (2) 受注者 第4条に規定する公契約を市と締結した者
- (3) 下請負者 下請その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から第4条に規定する公契約に係る業務の一部について請け負った者

(受注者の責務)

第3条 受注者は、法令等を遵守することはもとより、公契約を受注した責任を自覚し、公契約に係る業務に従事する者が誇りを持って良質な業務を実施することができるよう、労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない。

(公契約の範囲)

第4条 この条例が適用される公契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結される契約であって、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負の契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの

(労働者の範囲)

第5条 この条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）は、前条に規定する公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者

- (2) 下請負者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき受注者又は下請負者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者

（適用労働者の賃金）

第6条 受注者、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注者等」という。）は、適用労働者に対し、市長が別に定める賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する賃金をいう。以下同じ。）の最低額以上の賃金を支払わなければならない。

2 市長は、前項の規定する賃金の最低額を定めるときは、次に掲げる額を勘案して定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負の契約 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（基準額）
- (2) 工事又は製造以外の請負の契約 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）別表第1の2の3の項1級の欄に定める額

（適用労働者への周知）

第7条 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって適用労働者に周知しなければならない。

- (1) 適用労働者の範囲
- (2) 前条第1項の規定により市長が定める賃金の最低額
- (3) 第9条第1項の申出をする場合の連絡先

（受注者の連帯責任）

第8条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注関係者」という。）がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金の額が第6条第1項の規定により市長が定める賃金の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（報告及び立入検査）

第9条 市長は、適用労働者から受注者等が適用労働者に対して負担すべき義務を履行していないことについての申出があったとき及びこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、適用労働者の労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（是正措置）

第10条 市長は、前条第1項の報告及び立入検査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者の違反については受注者に、受注関係者の違反については受注関係者（第6条第1項の規定に違反しているときは受注者及び受注関係者）に対し、速やかに当該違反を是正

するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

- 2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、市長が定める期日までに、市長に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第11条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市と受注者との公契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、市長は、その損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定により公契約の解除をしたときは、市長が別に定めるところにより公表するものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、第11条第1項の規定による解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(総合評価一般競争入札等の措置)

第14条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札(同令第167条の13で準用する場合を含む。)により落札者の決定をしようとするとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるため候補者を選定しようとするときは、これらの者に雇用される労働者の賃金を評価するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120～150ページ定価800円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。